

ヨシムラ社会保険労務士事務所通信

5

May

2010

発行:ヨシムラ社会保険労務士事務所
〒350-0313 埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘1-17-16
TEL/FAX 049-277-6010 email: yoshimura@yoshimura-sr.com
発行日:2010年4月21日

ピックス●雇用保険料率・雇用保険法が改正されました

4月1日より雇用保険料率が上がりました。労働保険年度更新の際にご注意ください!

平成22年度 雇用保険料率

内 訳 事業の種類	雇用保険率	失業等給付に係る率		二事業率
		被保険者負担率	事業主負担率	
いわゆる一般の事業	1,000分の15.5	1,000分の6	1,000分の6 計 1,000分の9.5	1,000分の3.5
いわゆる農林水産業* 清酒の製造の事業	1,000分の17.5	1,000分の7	1,000分の7 計 1,000分の10.5	1,000分の3.5
いわゆる建設の事業	1,000分の18.5	1,000分の7	1,000分の7 計 1,000分の11.5	1,000分の4.5

* 今回の改定は、2009年度の1年間に限り、0.4%引き下げられていた料率を元に戻すものです

* 季節的に休業し、または事業の規模が縮小することのない事業(園芸サービスの事業、牛馬の育成、酪農、養鶏または養豚の事業および内水面養殖の事業)には、一般の事業の雇用保険率が適用されます

その結果、会社と社員が払う雇用保険料は下記のように増えます。

社員は1,000分の2、会社は1,000分の2.5負担が増えることとなります。

月収30万円の人は月600円の負担増、月収30万円の社員を20名抱える企業は月15,000円の負担増になります。協会けんぽの保険料率も大幅にアップしたばかりですので、社会保険料の負担は去年に比べかなり重くなったといえます。→ **社会保険料適正化の提案ができます。ご相談ください。**

また、雇用保険が適用される人の範囲が広がりました。こちらにも注意が必要です!

非正規労働者に対する適用範囲の拡大

【改正前】

「週所定労働時間20時間以上」かつ
「6か月以上雇用見込み」(業務取扱要領に規定)



【改正後】

「週所定労働時間20時間以上」かつ
「31日以上雇用見込み」(雇用保険法に規定)

この改正により、あらたに雇用保険に加入させないといけない人がいないか、チェックしてください。

→ **心配な点がございましたら、当事務所までご相談ください。**

※31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することになります

※4月1日以前から非正規労働者を雇用している事業主の方は、4月1日時点において、同日以後に31日以上の雇用見込みがあるかどうか(31日以上雇用が継続しないことが明らかであるかどうか)により、その労働者に対する雇用保険の適用を判断する必要があります

詳しくは、当事務所にお問い合わせください

助成金情報

国からもらえるお金を上手に利用しましょう！

4月1日より見直された助成金が多くあります。そのなかでも重要な改正をお伝えします！

中小企業基盤人材確保助成金

アップとダウン

- 一般労働者への助成が廃止されました
- 新分野進出等に係る中小企業基盤人材確保助成金で、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域（特定地域）への拡充措置が廃止されました。
- 生産性向上に係る中小企業基盤人材確保助成金で、小規模事業主への拡充措置が廃止され、**300万円以上の設備投資要件が加わりました。**
- 生産性向上に係る中小企業基盤人材確保助成金で、助成額が**140万円→170万円**に上がりました。
- 生産性向上基盤人材が60歳以上の場合、年収要件が450万円以上から400万円以上に緩和されました。

中小企業定年引上げ等奨励金

ダウン

- 助成金の支給対象となるのは、**措置を講じてから「6か月以上を経過した事業主」**限られることになりました。
- 今までは、「支給申請前日の時点で、1年以上継続して雇用している60歳以上の雇用保険の常用被保険者が1人以上いる」と、決められた金額がもらえましたが、今後は、「70歳以上までの定年の引上げ、定年の定め廃止又は希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度を導入する措置を講じた事業主」に支払われる給付金については、**「1年以上雇用される64歳以上の雇用保険被保険者がいない場合」は「半額」**になることになりました。

パートタイマー均衡待遇推進助成

アップ

- 短時間正社員制度導入の場合、「2人～10人まで、1人につき、10万円（中小企業は15万円）」支給されたのが、「**15万円（中小企業は20万円）**」になりました。

残業削減雇用維持奨励金

実質
廃止

中小企業人材能力発揮奨励金

- 残業削減雇用維持奨励金の前提となる事前の残業削減計画の届出は、平成22年3月31日までにになりました（同計画に基づく支給申請は平成22年度においても受理されます）。
- 中小企業人材能力発揮奨励金は、平成22年3月31日までに改善計画が都道府県に提出されていた場合は、平成22年4月1日以降経過措置が適用されます。

中小企業雇用安定化奨励金

アップ

- 正社員転換制度を導入・適用した事業主に対する助成金が**35万円→40万円に引き上げ**
- 正社員転換制度を適用した場合の労働者1人あたりの支給額が**10万円→20万円に引き上げ**られました。（母子家庭の母などは、15万円→30万円に引き上げ）
- また、今まで「3年以内に3人以上（母子家庭の母などが含まれる場合は2人以上）」転換させないと、促進時の給付金はもらえませんでした。今後は、**2人以上転換させるともらえる**ようになりました。
- 共通処遇制度を導入・適用した事業主に対する支給額は、**50万円→60万円に引き上げ**
- 共通教育訓練制度を導入・適用した事業主に対する支給額は、**35万円→40万円に引き上げ**られました。



お仕事 カレンダー

5月

- 5/10 ●一括有期事業開始届（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

- 5/31 ●4月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付
- 自動車税の納付
 - 3月決算法人の確定申告・9月決算法人の中間申告
 - 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告・納付
 - 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付

あとがき◆当事務所より

40数年ぶりに4月の雪もあり、桜も散りこれから日々暖かくなり、過ごしやすくなりそうです。